

藩士の鷹場と地域：尾張藩士横井家を事例に

山崎，久登
東京都立砂川高等学校：教諭

<https://doi.org/10.15017/2236358>

出版情報：鷹・鷹場・環境研究. 3, pp.39-52, 2019-03-22. Faculty of Arts and Science, Kyushu University

バージョン：

権利関係：



<論文>

藩士の鷹場と地域—尾張藩士横井家を事例に—

The Hawking Grounds of Feudal Retainers and Area :
A Case Study on the Yokoi Family in the Owari Domain

山崎 久登
YAMAZAKI, Hisato

要旨

鷹場と、そこに住む民衆の生活はどのように関係していたのだろうか。鷹場領主権と地域の生業という視点からこの問題を扱った研究はほとんどないのが現状である。そこで、本稿においては、尾張藩家臣横井家の鷹場(現愛知県愛西市)を事例にして、この問題の検討を行った。

まず横井家に鷹場が与えられた経緯を検討した上で、横井家をめぐる服喪が鷹場に与えた影響、さらに村方の生業と鷹場の関係の分析を行った。

その結果、明らかになったのは以下のことである。鷹場において、民衆による狩猟は禁止または制限を受けるものであり、横井家鷹場においてもそれは同様であった。しかし、実際には漁猟は勿論のこと、鳥猟についても一定の条件の下で許可されていたのである。その主眼は窮民の生活保障であった。そのため、横井家当主らの死去にともなう服喪においては、横井家が狩猟を控えている期間よりも早く、民衆側は狩猟を許可される配慮がなされていた。

さらに、領主の漁猟にあたって「打網」などを定雇とすることによって、鷹場は地域の人々の生業補助の役割も果たしていたと考えられる。

総括すると横井家の鷹場では民衆の生業維持が第一に考えられており、こうした一連の施策は、鷹場領主としての「御救」行為の実践として捉えるべきものと結論した。

Abstract

There is not much existing research on the relationship between the villagers' livelihood and hawking grounds. Therefore, in this paper, we examine this relationship through the case of the hawking grounds of the Yokoi family of the Owari clan (present-day Aisai city in Aichi prefecture).

We study the circumstances under which hawking grounds were given to the Yokoi family, the effects of the period of mourning for feudal lords – such as the Yokoi – on hawk-hunting, as well as the relationship between the villagers' livelihood and hawking grounds.

As a result, the following things became clear. Hunting on hawking grounds was forbidden or restricted for the general public, and it was the same for the Yokoi family as well. However, in reality, fishing and bird-hunting was allowed under certain conditions. Their main focus was securing the livelihood of the poor. Therefore, during the period of mourning upon the death of a feudal lord, the general public was allowed

hunt earlier than the Yokoi family's hunting period.

Furthermore, hawking grounds can also be considered to have played a role in the livelihood of the local people by providing them with regular employment in making casting nets (uchiami) for the fishing activities of the lords.

Maintaining the people's livelihood was considered the first priority in the Yokoi hawking grounds. I concluded that such a sequence of policy should be caught as practice of a "osukui" act as Lord of the hawking grounds.

はじめに

鷹場¹についての研究は、これまで主に江戸周辺地域の支配の問題として検討されてきた。江戸から五里四方の地域には将軍家の鷹場（御拳場）が設定され、さらにその外側に御三家の鷹場や捉飼場（鷹の訓練の場）などが存在し、関東地域の鷹場の同心円的な構造が明らかにされてきている²。

一方で、江戸周辺—関東地域以外の鷹場については、藩の鷹場を中心に研究が行われてきた。福田千鶴氏は、福岡藩における近世前期～後期の鷹場・御獵場支配について論じ³、同藩を事例に、鷹場に棲息していた鳥類の種類や保護の実態など、鷹場と環境の関係について明らかにしている⁴。藩鷹場については、他領を含めた近江一国単位の鷹場を有する彦根藩の実態と、鷹場認識について検討した岡崎寛徳氏の研究⁵、尾張藩の鷹場の概要をまとめた木原克之氏の研究⁶などがあるが、いまだその数は江戸周辺地域の鷹場研究に比較すれば、多くない状況である。

こうした研究史の中で問題なのは、鷹場支配権と個別領主権の問題に踏み込んだ研究があまり

見られない点である。伊藤孝幸氏は、交代寄合高木家を事例とし、同家が他領である伊勢国内で鷹狩りや川殺生を行い、自家の鷹場として使用していることを指摘している⁷。こうした個別の領主権と鷹場の支配権がどのように関係していたのかは興味深い問題であり、特に藩鷹場においてはどうか検討を進めていく必要がある。

藩の鷹場の中には、給人領主が鷹場を有していたり、または知行を持たずに鷹場のみを保有する例もあったが、藩の鷹場研究自体も少ない状況にあつて、こうした藩士が所有し管理していた鷹場の実態については、ほとんど明らかになっていない⁸。

そこで、本稿では尾張藩士である横井家（横井伊折介家⁹）の鷹場を分析し、以下の2点について検討したい。

①民衆の生業としての狩猟と、鷹場はどのように関わっていたのか。

②鷹場を支配する鷹場領主は、この①の問題をどのように調整し、民衆の生活を成り立たせていたのか。

なぜこの2点が問題であるのかを説明したい。まず①について。鷹場は鷹場領主にとっての狩猟の場であり、そのために民衆の狩猟が規制されることは、すでに江戸周辺地域の鷹場の研究によって明らかにされてきている。根崎光男氏は、鷹場領主が時期や地域に制限を加えつつ生業を許可し、その代りに鳥や魚を上納させるなどの支配関係を築いていたとされる。そこでは、鷹場領主と民衆の間には互酬的な社会関係が存在していたとする¹⁰。

しかし、「領主の狩猟」と「民衆の狩猟」がどのように関係していたのかという点に踏み込んでこの問題を論じた研究は、関東の捉飼場を対象とした榎本博氏の研究以外、ほとんどみられない。榎本氏は捉飼場における生活規制が地域の生業に配慮していたことを明らかにしている¹¹が、このような「生活者としての民衆の狩猟」という視点からあらゆる鷹場を再検討していくことが

必要ではないだろうか。そこで、本稿においては、生活者としての民衆の立場から、その狩猟が領主の狩猟とどのような関係にあったのかを検討していきたい。

次に②について。この問題は鷹場の研究史でも検討されていないだけでなく、村落史研究においても明らかにされていないテーマである。深谷克己氏の百姓成立論では、農家経営維持をめぐって領主と百姓の双務的關係、及び關係意識が明らかにされている¹²。しかし、そこには生業としての「狩猟」をどう位置づけるのか、いう視点が欠けている。また、平野哲也氏は、生業の多様性に着目し、主穀生産を基軸にしつつも環境に適応して条件のよい生業に乗り出していく主体的な百姓の姿を明らかにしている¹³。しかし、平野氏のような視点に立って、鷹場に住む民衆がどのようにして生業を選択し、領主がそれをどう調整していたのかという研究はみられない。

このような状況になっているのは、おそらく村落史の分野では、鷹場の問題を支配制度の問題として片づけ、生活を成り立たせるためのシステムとして位置づける視点が欠けているからであろう。

そこで、本稿では、鷹場を支配する主体を「鷹場領主」と定義し、鷹場に住む人々の生活を成り立たせるためにどのような調整を行っていたのかを検討する。特に、本稿で検討する横井家の場合、自らが知行を持たない鷹場であるため、より鷹場領主としての性格を抽出しやすい事例といえよう。

さて、横井家の鷹場についてはその概要が『八開村史 通史編』¹⁴にまとめられており、本稿においてはその成果に学びつつ上記の課題に迫っていきたい。具体的には、鷹場の設定という環境変化によって、そこに住む人々の生活にどのような変化が起こったのかを明らかにする。特に地域の漁業に対する影響を、領主の服喪との関係、また生業維持の関係から検討していきたい。

対象とする時期は、横井家が鷹場を再度拝領す

る天保5年(1834)から、同13年までの期間である。天保13年に、佐屋川と木曾川の一部が横井家の鷹場附拝領となっており¹⁵、この年は横井家の鷹場にとって、領域が拡張する節目の年にあたる。横井家の鷹場拝領による地域の環境変化、民衆の生活への影響を分析する関係上、本稿では鷹場拝領直後の時期を扱うこととしたい¹⁶。

史料は、『八開村史 資料編3』¹⁷所収の「御鷹場留」を主に用いる。天保5年から安政3年(1856)まで収録されており、同史料は、岩田大蔵家文書の一部である。岩田家は、「本貫地を野田(中島郡祖父江町)として赤目横井家に仕えて、代々御鷹役を勤め¹⁸」ていたとされ、同史料は、横井家の鷹場についての触や書付などが書き留められている。横井家の鷹場の実態がよくわかる史料である。

本稿では、1.で横井家の鷹場を概観した上で、2.で服喪をめぐる狩猟規制の問題を検討する。3.では、生業維持をめぐる領民の訴願の実態を検討し、最後に4.では狩猟にあたって民衆の中から定期的に雇用される者が出ていたことを指摘したい。

1. 横井家の鷹場と拝領経緯

①横井家の系譜と鷹場

横井家の系譜や領地、鷹場については、『八開村史 通史編』に詳しく書かれている¹⁹。以下にまとめてみたい。

横井家は、室町時代後期に、海東と海西の両郡を領した国人の一族である。以後、赤目横井家を宗家として、藤ヶ瀬横井家や祖父江横井家などが分出した。赤目横井家は、時安の代に旧領のおおよそ半分である五千八百石を徳川家康より与えられ、松平忠吉の幕下に加えられた。元和6年(1620)に尾張藩主徳川義利より知行目録の黒印状を受け、時安は藩中で七番目に広い知行地(海西郡15か村・中島郡11か村)を領することになった。

井家の知行 26 か村のうち赤目村だけが同家の所領として残されていた。したがって天保5年に鷹場を拝領した時点で、横井家は、赤目村を除いたその他の村々にとって、知行を有しない純粋な鷹場領主となった。

鷹場の庶務を主として扱っていたのが用人の岩田小弥太であった²⁴。後に嘉永4年(1851)に鷹場増拝領となると御鷹場奉行が新設され、この岩田がその任に就くことになった²⁵。

また、この時鷹場となった領域においては、それまで鳥類を尾張藩の鷹方役所が、また魚類は所付代官所が担当し、村方に対して運上銀上納を条件に狩猟を許可していた。それが横井家鷹場になったことで、鳥魚の運上銀を徴収する権利は横井家が握ることになったのである²⁶。

②鷹場拝領の経緯

それでは、横井家が鷹場を拝領する経緯について述べたい。

〔史料1〕

右ニ付、今日御家老役諏訪太兵衛御差出被遊候処、淡路守様御達、左之通御書付御渡被成、御前江可申上旨被仰渡候由、

但、太兵衛衣服品平服也、

先規之通、旧知其外在所近辺村々、鷹場ニ被致拝領度旨願之趣及言上候所、先々赤目村近郷一曲輪、鷹場ニ被下置旨被

仰出候、委細者御側御用人可相達候、

六月²⁷

この史料は、天保5年6月における横井家の鷹場拝領を示すものである。尾張藩の山路淡路守より横井家家老の諏訪太兵衛に達書として渡された。これは、横井家側が旧領や所領近辺の村々での鷹場拝領を求めていたことに応じたもので、「赤目村近郷一曲輪」が鷹場として与えられている。ここから、鷹場を与える主体は尾張藩であったこと、また横井家側の求めに応じる形で拝領に至ったことが分かる。

天保5年6月8日、鷹場拝領にあたって尾張藩

の御側御用人より以下の達を受けている。

〔史料2〕

今般赤目村近郷一曲輪、鷹場ニ被下置旨 仰出候、就夫右村々場境等之儀、別紙之通御心得可被成候、且又御鷹方取扱筋村方障ニ相成候儀者、何ニよらず村方申旨ニ任、并御拳場を初御家中鷹場殺生場共、鳥追候儀等年中村方勝手次第取斗候筈、天明年申渡之趣有之候間、此段猶更御承知有之、前頭村々江御家来御差遣、鷹遣并殺生等、為御取斗之節も柔和ニいたし、聊も、村方障無之様可致旨、御家来中江も精々御申付可被成候、是等之趣可相達旨、淡路守殿被仰聞候、尤、右之趣村方江も為申渡候、仍、別紙通進達仕候、 以上
六月八日 高橋司書

横井伊折介様²⁸

傍線部にある通り、御鷹方の「取扱」について、村方の差支えになることについてはすべて「村方申旨」によることとしている。そして、尾張藩の鷹場(御拳場)や家中鷹場、殺生場とも、天明期²⁹と同様に鳥を追い払うことは村方の勝手次第であることを確認している。村方へ家来を派遣して鷹を使い、また殺生を行うときも「柔和」にし、村方の差支えにならないように、家来中へも申し付けるようにされたいとある。

ここから、鷹場拝領にあたって、村々の障害とならないよう配慮をするべきことが伝えられていることが分かる。住民の生活に支障をきたさないことが鷹狩りの条件となっているのであり、藩士鷹場の性格として興味深い点といえよう。

鷹場に指定された村方に対してどのような支配がなされたかは、法度書を分析して明らかにしたい。

〔史料3〕

定書

今度其村々、屋敷鷹場ニ拝領有之候、被得其意、村々おゐて、致殺生候儀有之間敷事ニ候得共、猶更心得違無之様村中之者江も寄々可被申聞候、右ニ付締筋之儀、

- 左之通可被相心得候、
- 一 村々おみて鳥追候儀ハ、天明年、可為御触之通候、
 - 但、鳥追候儀勝手次第之事ニハ候得共、殺生道具を以追、或ハ鷹野先、其外殺生先妨ニ可相成儀、遠慮可致事勿論ニ候、
 - 一 鷹場内おみて、屋敷印鑑無之分、殺生一切不相成事ニ候、依之村々江合印鑑壺枚ツ、相渡候間、預リ置、致殺生候者有之候ハ、右印鑑与引合、若、印鑑無之者致殺生、其外、怪敷品も有之候ハ、早速可被申達候、
 - 一 足革有之鷹ハ据上、早速指出可申候、足革無之鷹之分ハ一切手差間敷候、其内、病鳥等ニ而、飛行難相成鷹ハ、是又、早速、差出可被申候、
 - 但、落鳥有之候ハ、何鳥ニ而も不隠置、早々、差出可被申候、
 - 一 諸鳥之巢、一切、手指申間敷候、
 - 但、鳶鴉之巢、落捨候事、村方可為勝手次第候、
 - 一 雲雀、村々ニ而為飼候儀、一切不相成候、
 - 一 村々ニ而何鳥ニ而も、放飼、堅致間敷候、
 - 但、鶏ハ不苦候、
 - 一 鷹場内廻村為致候者之内、休泊并人足継立方之儀等、申談候ハ、印鑑相改、可被取扱候、尤、木錢米代等之諸入用を初、人足賃銭相對を以、為相払候条、村方費用不相立様、其当人可被請取候、
 - 一 家来之輩、殺生差遣候向江者、諸事村方差障ニ不相成様ニ与之儀、別紙之通申渡有之候付、右写壺通相渡候、書面之趣被得其意、心得違之向も候ハ、姓名等承糺、聊、無用捨可被申達候、若、家来之内心心得違之者有之、其者迷惑可相成与内済等相頼候共、被取嚙候儀者ハ、尤有之間敷候得共、万一、右体之儀等有之候而者、却而不締之基ひと成、後日相頭候ハ、村

方難渋之筋ニ可相成哉も難斗、旁、不可然条、兼而其心得可有之候、

- 一 鷹野を初家来差越、殺生為取斗候儀等、其節々村方江者、不申通辞答ニ候、
- 一 鳥見役之者ハ、節々為相廻事候、
- 一 右之趣申談候、付而者、村々之差障ニ相成候埒も候ハ、無遠慮其節々可被申出候、吟味之上、何れとも可有勘弁候、
- 右之通、村中末々迄不洩様申渡、堅可被相守候、

午十月³⁰

この史料は、天保5年10月に鷹場村々の庄屋に対して鷹場懸りの兩名³¹より申し渡された定書である。横井家が尾張藩の意を受けて定めたものであり、その内容は村方において遵守すべき事項と、鷹場役人などが廻村してきた時の対応に分かれる。

前者としては、①村方の者による殺生の禁止、②屋敷印を持たない者が殺生を行っていた場合の通告、③足革のある鷹を見つけた時の差出、④諸鳥の巢に触れることの禁止、⑤鶏以外の鳥飼育、が挙げられる。村方がこれらの事項を守ることにより、鷹場の鳥の生息状況を良好なものに保つことが主眼である。

後者については、鷹場役人の休泊・人足継立について記されている。村方で役人が所持している印鑑を確認した上、木錢米代などの入用、人足賃銭などをその役人に支払わせ、村方が支出してはならないと定められている。その上で、横井家家来が殺生のために遣わされてきた時の対応について、次のように書かれている。

まず「家来之輩」には、万事村方の「差障」とならないように申渡しているのも、もし心得違いをしている者があれば、その姓名を控えて報告をすること、また家来が内々で済ませるように求めてきても、決して応じてはならないとしている。

以上、横井家の鷹場においては、尾張藩の意を受けた同家によって、村方の狩猟が禁止され、鷹場の環境が確保されることになった。しかし、一

方では鷹場の存在によって村方の生活を脅かすことの無いよう、横井家側の配慮がなされていたことも明らかになった。次に、こうした配慮の実態を個別にみていきたい。

2. 民衆の生業と服喪

①横井家当主をめぐる服喪

本節では、横井家や尾張徳川家、徳川將軍家をめぐる服喪によって、鷹場での狩猟行為がどのような影響を受けていたのかを検討したい。特に鷹場領主による狩猟と、鷹場に住む民衆の狩猟とでは、服喪期間に違いがあったのかを課題となる。

天保5年から天保13年までの間では、服喪の事例は四件ある。そのうち一件は横井家のものであり、残りは尾張藩の二件と、大御所徳川家斉のものである。以下ではそれぞれのケースについてみていきたい。

まず横井家の事例を検討する。天保7年10月5日に時宜が67歳で死去した³²。三日後の10月8日には、鷹場である14か村の庄屋にその事実を伝える触が岩田より出されている³³。早尾村をはじめとした「殺生御免」の9か村の庄屋に対しては、「村方も差免置候魚鳥殺生之儀、一切不相成筈候、此段、村中江申談、急度為相慎可被申候」として殺生を禁止すべき旨も伝達されている³⁴。

ただし、この狩猟の停止は村方だけに求められているものではなく、家中の狩猟についても同様であり、鷹場の「一旦差上」も検討されるほどであった。そして殺生に関わる「雇札」、および餌差役の「小鳥札」、留守居役らへ渡しておいた札は全て引揚げられることになった³⁵。

殺生が停止された9か村に対しては、11月6日より殺生を許可する触が出されているが、その理由は「全御救之儀ニ付、此節方御免ニ相成候付」としている³⁶。11月19日の条には次のようにある。

〔史料4〕

一 御殺生之儀、御一周御法事被為濟候迄ハ御慎被遊筈候、付而ハ当年被仰付置候がこし其外紗付等、不残揚払候様ニとの御事ニ付、今日ハ御在所江相越、夫々為揚払候事、

但、がこしニ居候魚ハ、不残逃し候、右がこしハ江西村池ニ弍本有之候付、於右村人足為出あげさせ候、賃銭ハ追而相払候、

一 葛木村赤池江もがこし入させ置候、是ハ当春願之趣有之、為御救殺生人共江魚わけニ而入させ置候付、先々其分ニ差置止而、御忌明之上為揚払、魚之儀ハ、為御救入させ候事ニ付、不残殺生人共江被下筈之事³⁷

これによれば、家中の者による殺生については、一周忌まで控えることとなっている。また、「がこし」「紗付」といった魚を捕獲するための罠についても残らず撤去し、そこにかかっている魚については放すことが命じられている。このように横井家中の者による狩猟については、厳しく禁じられていることが分かる。

それに対して、葛木村赤池にしかけた「がこし」については、殺生人たちの「御救」のためであり、したがってそのまま忌明まで待つて取り払い、そこにかかっている魚については残らず殺生人たちへ下げ渡すこととしているのである。

実際に同年12月15日には、同地の「がこし」が引き上げられ、用人岩田も見分をしている。その下で、「がこし」7本にかかっていた魚代料銭2貫が積み立てられ、残らず殺生人たちへ与えられた³⁸。

また、戸倉村地内の簀立殺生のために雇われていた者たちが、「差懸り渡世之方便無之」として、「重而簀立取斗候節迄、先願之通差免候」となっている³⁹。この先願の内容が判然としないため、殺生が許された始期は不明であるが、雇用されていた者たちの生活のために、漁が許可されたこと

は確かである。

このように、鷹場領主の死去にともなう服喪において、家中に対しては厳格に適用されているのに対し、生業として狩猟を営む者に対しては、より短い期間で猟の再開が許されているのである。

②横井家当主以外の服喪事例

このような服喪の状況は、鷹場領主である横井家当主の死去によるものだけではなかった。尾張藩主徳川斉温やその室である俊恭院、さらに將軍徳川家斉の死去も対象となっている。いずれにおいても、殺生御免となっていた9か村については、一定の服喪期間において狩猟が許可されている。

服喪によって狩猟が禁じられてしまうことは、それを生業とする民衆にとっては死活問題であった。さらに、徳川斉温や俊恭院の場合、棺の通過時や法事の時期には再び殺生が禁止されていたのである。そのため、次のような民衆の生業への配慮がなされていた。

〔史料5〕

- 一 早尾始、鮫殺生 御免之九ヶ村江旧冬鳥
殺生差免置候処、右ハ
大御所様墓御ニ付、殺生永々差留置候付、
可為難渋ニ付、及言上候処、右同様之思
召ニ付日割を以割渡候、前条之儀ニ付、
戸倉村簀立運上之儀も日割を以、差戻遣
候事、

但、請取書ハ別紙綴入ニ綴置⁴⁰

これによれば、殺生御免となっていた早尾村ほか9か村については、殺生禁止となったことへの対応として、「日割」をもって補償を行うとしている。同様に戸倉村簀立の運上金について補償分は差し戻されている。

このように、服喪のため殺生ができない期間に対する補償も行われていたのであった。鷹場においても、漁を生業とする人々の生活を維持するための手段が講じられていたことが知られるのである。

以上の事例から、横井家の鷹場においては、鷹

場領主である横井家側の狩猟は控えられていても、民衆の狩猟は行われるという状態が出現していたのであった。ここから、民衆の狩猟への生業保護が、鷹場の論理よりも実質的には優先されていたことが看取されるのである。

それでは、なぜ生業の保護を優先しなくてはならなかったのか。筆者は、そこに鷹場領主としての性格が現れていると考える。先にも述べたとおり、横井家の鷹場においては、赤目村を除き、横井家は知行を有していない。そうであっても鷹場領民に対して服喪を命じることができる関係であり、かつ領主だからこそ「御救」をする主体として立ち現れなければならなかったのである。その表面化が、服喪期間の軽減＝民衆の生業保護ということであったと考えるのが妥当である。

この鷹場領主としての性格は、狩猟の許可をめぐる訴願においてより顕著に現れる。3. ではそれを検討していきたい。

3. 民衆の生業と狩猟の許可

①生業維持のための訴願

本節では鷹場に住む民衆がどのようにして自らの生業を維持していったのかを検討したい。

天保5年11月、早尾村など9か村が次のような願書を提出した。それは、①9か村は水損の場所で、「御高内堀禿重田」などにしているが、深水の年柄は凶作となる土地柄であること、②その堀江通に鮫を捕らえて渡世をしているものが数多くいることから、横井家の鷹場となった後も、「堀禿候分」での殺生許可を求めたものである⁴¹。

これに対して、横井家側は、早尾村はじめ村々の庄屋を赤目屋敷に呼び出し、次のように申し渡している。

〔史料6〕

其村々、水損之場所ニ付、御高内追々堀禿令
重田、植付等取斗候得共、深水之年柄ニハ、
皆無之凶作、難渋之村方ニ而、右堀江通ニ而、
平生魚鮫を捕令渡世候者、数多有之候処、今

度屋敷鷹場ニ拝領有之候付、殺生難相成令迷惑候付、右堀江通之分、村方方も殺生致度旨、右ハ池川江通之儀、全魚殺生而已江付候訳ニも無之、鳥殺生之儀ハ、御高内外之差別も無之、左候得ハ、右江通たりとも、同様の事ニハ候得共、村々難渋之趣も無余儀訳ニ相聞候付、分段之勘弁を以、池川悪水落之江通り、重田跡たりとも悪水為模通兼、堀禿候分、右池川江通り等江堀懸り候分共差除、其余之分ハ村方方も勝手次第殺生不苦候事、

但、本文殺生之儀、九月朔日ハ四月朔日迄ハ、夜殺生不相成、可為日之入限候、

十一月⁴²

ここでは、まず「池川江通」について、魚の殺生ばかりを禁じているのではなく、鳥殺生については高の内外に関わらず一切禁止となっていることを横井家側が確認をしている。つまり、高外地であっても、鷹場の領域に含まれる場所については、鳥の殺生は禁止されることになる。ただし、村方が困窮していることをふまえ、「右池川江通り等江堀懸り候分共差除、其余之分ハ村方方も勝手次第殺生不苦候事」と殺生の許可をしている。ただし9月1日から翌4月1日までは夜の殺生は禁止としており、種々の条件付きながら、堀禿の場所については鮎獵が許可されていた。

次に、鳥獵についても許可される場合があったことを指摘したい。先の早尾村など9か村の庄屋が、当年10月から翌年3月まで「夜之内斗あぢ鳥」の捕獲を願い出ている。村側は、「元来地低水腐之場所」であるため農業の合間に殺生渡世をしている者が多くおり、近年に鷹場となったことと凶作が重なって難渋していると主張している。その願書の写のあとには、次のように書かれている。

〔史料7〕

其村々元来地低水腐之場所ニ而、作間ニハ令殺生、渡世を送り候者、多分有之候処、近年屋敷鷹場ニ相成候付、殺生難成難渋罷在候上、引続而之凶作、差当り外ニ渡世之手便も無之

必至難渋之趣相聞、笑止之事ニ付、江通り等おゐてハ村方方も魚殺生差免、少しハ窮民助成之筋ニも相見候処、当年ハ四月以来之深水ニ而、三作皆無古今未曾有之凶作、殆難渋差迫候趣相聞不便之事ニ付、猶又格外之勘弁を以、当十月ハ来酉三月迄之間、張網之外ハ村方方も夜、鳥殺生差免候事、

十月⁴³

岩田は、引き続いての凶作という状況を痛ましいものと捉え、さらに当年は4月からの水害によって未曾有の凶作となっている状況に鑑み、今回は張網以外の鳥殺生を許可するとしている。条件付きではあるが、鷹場内における鳥殺生を生業保全の見地から許可していたことが知られるのである。

②狩猟許可の矛盾

本来、鷹場という環境においては百姓による鳥殺生は許されないものであるが、水害による凶作という状況にあつては、鷹場領主側も柔軟に対応していかざるをえなかった。

〔史料8〕

一 戸倉村七右衛門儀、末ニ結付置候図面之通、葛木村地内おゐて、窮民共御助成之為、簀立殺生 御免被成下候様仕度旨、演説相願之、尤、村方何方ニ故障之筋も無之旨等申立候、右者一筋ニ見込候而ハ、赤池魚付之差障リニ可相成哉ニ候得共、尚、篤与相考候而ハ、右赤池之辺ハ、至而地低ニ而一面ニがま生、四季共大方ハ水付ニ有之、赤池おゐてハ、こへ土乗取候付、魚付不宜、がま生江居付事ニ而、右池外、がま生之儀ハ、村方方も勝手次第、殺生相済居候場所ニ有之、其上何ら之殺生ハ不相成与之究も無之候付、不相済与之儀も、如何ニ相見、乍去外村々江押移一般簀立願出候様ニ相成候而ハ、場所ニ寄魚付江差障リ、是又如何ニ相見候、七右衛門ハ御鷹場御模通筋ニも相成候

者ニも有之、右之通、今般取斗候簀立之儀ハ、がま生之魚并落魚目当ニ而取斗事ニ而、落魚之儀ハ、右簀立無之由、赤池ニ居付候訳ニハ不相見、詰リ戸倉村大簀立江落込候訳も可有之哉、且又、登リ魚江付而ハ、凶面之通僅之魚堰ニ、戸倉村簀立ハ、川一般ニ口育にて、魚堰入候得共右簀立取斗ニ相成候、以後ニ而も、御川々、魚付ニ何等差別も不相見候付、強而差障リニも不相成哉、乍然、魚筋と申も有之、見聞とハ相違も有之事ニ付、当年限先々相済表向ハ御用殺生ニ而、諸事取斗之儀ハ七右衛門江被仰付候振ニ相成候ハ、外村々、差響ニも不相成、向後之儀ハ当年之様子次第ニ而被

仰出候ハ、御模通筋ニも可有之哉与、小弥太儀病氣在所ニ引籠罷在候付、御用人共迄申越及言上候処、其通可取斗旨被仰出候旨、永井小左衛門方申越候付、左之通済口申渡、御用殺生之振、可相心得旨等之儀、別段具合申遣、簀立為取斗候段為承知見廻リ江申渡⁴⁴

この史料は、天保11年8月に窮民助成として行われた簀立殺生についてのものである。その場所は葛木村地内にあり、殺生を認めたことによる、赤池の魚棲息状況の変化が問題とされている。

赤池自体の魚棲息状況はもともと「不宜」と認識されており、そのため池外で「がま生」の地においては、殺生が認められていた。今回の助成のために、簀立で獲るのは「がま生之魚并落魚」であり、赤池の魚棲息状況に影響はあまりないと推測されたようだ。

しかし、一度簀立殺生を認めると、他の村々からも同様の願を出される恐れがある。また、簀立が「登り魚」に与える影響は予測できないので、まずは当年に限って殺生を認め、今後のことは様子を見て決めるのが至当であるとの結論を出した。

この内容は岩田より御用人へ具申され、8月21日に戸倉村七右衛門に対して次のように申し渡された。それは、葛木村地内での簀立殺生を当年に限って許可し、来年については追って沙汰するというものであった⁴⁵。

ここでも、窮民助成のため「殺生」を主張する村方に対して、一年限定ながらそれを許可しているのである。こうした動きが鷹場全体に広がることを危惧しながらも、現地の環境に与える影響を勘案した上で、許可という結論に至ったのであった。

ただし、なし崩しのように狩猟の許可を与えることは、鷹場制度を崩壊させる危険性を孕んでいた。次の史料には、岩田の危機感を見ることができる。

〔史料9〕

一 葛木村地内ニ有之候池おみて、右村平左衛門始四人之者共、背殺生いたし候段、別紙願達留ニ綴入候通申達候、付而者、七右衛門半左衛門方此分ニ被成下候而者、已後御締江も差響候付、表立敵敷御吟味相成候様仕度旨、演説申立候旨見廻リ申達候、付而者、右躰之次第ニ相成、其分ニ致置候而者、村々御締江も専差響候付、吟味之儀、其筋江御達無之候而者、不相成廉ニも相見候、併、背殺生御仕置当リ之儀、至而事軽之由内々承及候、付而者表立御吟味相成、軽キ御糺品等ニ相成候而者、却而背殺生之者相増可申、是又、御締筋崩れ之基ひにも相成候哉ニ相見候、乍去、前文之通、表立訴出、其上庄屋兩人演説申立之趣、内分ニいたし置候而者、是又、向後御締崩れ之基ひニ付、何卒、今般背殺生之者も恐入、已後御鷹場一般之御締リニも相成候様、其筋おみて勘弁之上、吟味為御取斗相成候様仕度旨、御用部屋江申達⁴⁶

この史料は、葛木村内の池で起こった「背殺生」について意見を具申したものである。文面からは、

鷹場内の取締—秩序維持についての岩田の考えを読み取ることができる。

戸倉村名主七右衛門らが違反者に対して「表立厳敷御吟味」を求めていることについて、その理由はこうした事態を放置すれば以後の鷹場取締に悪影響が出るからであり、岩田もこの考えに同意している。しかし、横井家の意向は「背殺生御仕置当り之儀、至而事軽之由内々承及」であり、村・岩田側の認識とは大きな隔りがあることがわかる⁴⁷。本件が軽い処分済めば、以後殺生禁止の原則を犯すものが増加する恐れがあると、さらに庄屋たちからの申し出があるにも関わらず、この件を内々で処理すれば、これまた鷹場秩序の崩壊を招くことになる」と述べる。そのため、違反者が「恐入」、鷹場秩序を維持できるよう御用部屋での取り計らいを求めている。

この岩田の危機感は、鷹場がもつ根本的矛盾が表出したものである。鷹場による秩序を保ちながら、どのようにして民衆の生業を成立させるのか。鷹場に設定されることがすぐに禁猟に結びつくものではなかったことを本節で明らかにしたが、この事実は、鷹場制度が持つ性格との間に矛盾を生じさせることにもなったのである。

そしてこの矛盾こそが鷹場領主の性格を表している。もし知行地を有していれば給人領主として、年貢を軽減するなど窮民の生活を維持していく手段を他にも有する。鷹場の規制によって民衆の生活を危機に陥れたとしてもそれを回復する手段は担保されているのである。しかし、純粋な鷹場領主であれば、「御救」の方法⁴⁸は限られており、そのために鷹場の論理と矛盾することになっても、狩猟を許可していくことが窮民の生活保障のために必要であったと考えられるのである。

4. 殺生人の「定雇」化

本節では、横井家の狩猟にあたって、殺生人の中から「定雇」となる者が出てくることを明らかにしたい。これは、天保8年から10年にかけて、

①狩猟の手伝い、②鷹場内の殺生請負という二つの側面から現れることになる。

まず天保8年12月に、横井虎之介の狩猟にあたって手伝が雇用されている。

〔史料10〕

- 一 右御殺生之節、最寄之殺生人共、為手伝雇入、其外望之者ハわけ殺生申付、大分之御殺生有之候、右御雇之者江ハ、末ニ相見候通、追而御酒代被下候、わけ殺生之分ハ四分六分之割を以、殺生人江六分被下候、尤、魚ハ不残為御持ニ相成候付、代積り申付置、是又、末ニ相見候通割渡候事⁴⁹

この史料からは、葛木村赤池での殺生にあたって、周辺の殺生人を手伝として雇用したことがわかる。この者たちには酒代を支払い、また希望者には「わけ殺生」を申し付けたとしている。その漁獲の6割が殺生人の取り分になる。

〔史料11〕

- 一 虎之助様御事、近来、打網御好被遊候、付而ハ来戌年ニ相成候ハ、折々沖江も御越被遊度、就夫、御供可仕打網老人、とも乗相兼定雇之者、兼而為御引合置不被遊候ハ而ハ、差懸り候而ハ、可相雇者も無之由ニ付、為御引合置被遊度候、右定雇之儀、賃銭被下方、いろいろ割合も有之候得共、折々被為雇入候ハ、御扶持方老人分被下、四季押ならし、一ヶ月ニ五度ツ、御供為仕、右御供仕候節ハ、当日支度斗被下、別段賃銭等ハ不被下管引合候ハ、御模通筋ニも相見、幸此節東水戸町武兵衛与申者、随分功者ニ而宜者之由ニ候処、松永多仲知者ニ而、定御雇之儀、同人迄相願候由ニ付、此節、為御引合被遊度、右御許容被進候ハ、御場内御殺生被遣候而も、御模通筋ニも可相成哉之趣、小弥太を以御願被遊候付、則申上候処、御願之通御許容被進候、付而ハ御扶持方之儀、御慰御用ニハ候得共、御扶

持方江付而者、御勝手御入用ニ相成、土貢無之釣合ニも相見候付、御勝手方江申談候様ニ与之御事ニ付、其段御勝手方江申伝、武兵衛江ハ多中方引合候様同七日申談置⁵⁰

この史料からは、天保8年12月、横井虎之助の猟にあたって打網・とも乗として水戸町武兵衛を定雇としていることがわかる。扶持は一人分が与えられ、1か月に五度ずつ務めることとしている。これによって、その都度賃金を支払う必要がなくなるとし、主に事務的な手続きの問題として定雇化が図られたことが窺われる。

〔史料12〕

- 一 御場内御川殺生取斗方被仰付、勢州富田大綱主与七与申者江申付、魚わけニ而取斗候、右割合之儀、手伝人三人差出、殺生人ハ自分雑用ニ而五分分、魚上納之筈候、右諸勘定左之通⁵¹

この史料によれば、天保10年の正月、伊勢国富田の大綱主である与七が「御場内御川殺生取斗方」を命じられたことが分かる。与七は手伝人三人を使って猟を行い、収獲の半分を上納し残り半分を自分の取り分としている⁵²。勘定の記載からは、葛木村赤池など4か所の池で猟を行い、大綱手伝人足延べ九人分の雇代や酒代などの経費が計上されている。

〔史料13〕

- 一 葛木村赤池寺池、早尾村宮浦之池共三ヶ所、勢州富田与七与申者江大綱殺生申付、右者人足支度共無構、六分分殺生人江遣、四分分、上魚いたし候筈ニ而申付候処、八貫七百五拾文分殺生有之候事⁵³

この史料は、同年12月の収穫の分配状況を示したものである。史料中では大綱主与七の取り分が全体の6割となっており、正月の時よりも増加していることが知られる。この理由は定かではないが、殺生人側へ譲歩したものと思われる。

以上のように、天保8年以降、猟にあたって定雇となる者が現れるようになった。このような請

負や定雇の者が出てくることは、猟の安定化に寄与する一方、地域に住む者たちの生業維持の面からも意味があるものであったと考えることができよう。

おわりに

本稿では、天保5年～同13年を対象とし、尾張藩士である横井家の鷹場と民衆の生活とがどのように関係していたのかを検討した。その結果、横井家の鷹場においては民衆の生活に悪影響を与えないよう常に配慮がなされていたことが明らかになった。その軸は、①横井家中の者による鷹狩りという行為が民衆の「迷惑」とならぬように配慮をすること、②民衆の生業を保持し、決して鷹場の存在がその脅威とならないようにすることの二点にあった。

鷹場では通常、民衆による狩猟は禁止または制限を受けるものであったが、横井家鷹場においてもそれは同様であった。しかし、実際には漁猟は勿論のこと、鳥猟についても一定の条件の下で許可されていたのである。その主眼は窮民の生活保障であった。また服喪によって狩猟を控える期間については、横井家よりも民衆の方が短期間であったことを明らかにした。

さらに、横井家の漁猟にあたって打網などを定雇とすること、さらには漁猟そのものを請負わせることによって、鷹場が地域の人々の生業を補助する役割も果たしていたことを指摘した。

こうしてみると、横井家の鷹場は従来示されてきた鷹場像とは大きな隔たりがあることが明らかになってきた。ここでは民衆の生業が第一に考えられており、鷹場のために民衆の狩猟が一方的に規制されるわけではなかったのである。

「はじめに」で述べたように、このような関係は、従来の研究においては領主と民衆との互酬的な関係としてとらえられてきた。しかし、本稿でみてきたように、鷹場領主としての横井家の施策は民衆の生業を維持しようとしたものであり、領

主としての「御救」として捉えるべきである⁵⁴。

本稿では、「生活者としての民衆」の立場から鷹場を捉えなおし、また個別領主権の視点を導入して鷹場制度の新たな性格を見出すことを試みた。今後は、村落史、藩政史の立場からもこうした視点から鷹場が再検討されていくことを期待したい。

なお、本稿では、横井家の鷹場が再設置された時期を中心に検討したため、天保13年以降の動向⁵⁵については触れることができなかった。また天保5年から同13年までの期間において、横井家による漁獵が行われていることは確認できたが、自らの鷹場で鷹狩りをどのように行っていたのかは判然としなかった。横井家の狩猟行為の全容を明らかにすることも今後の課題としたい。

註

¹ 鷹場とは、狭義では領主が鷹狩を行う領域をさす。しかし、実際はその狩猟の場を支えるために、より広い領域で様々な規制が布かれ、そこに住む人々が動員されることになった。広義では、このような場も含めて鷹場と把握されており、本稿でもこの概念で鷹場を定義する。

² 大石学『享保改革の地域政策』吉川弘文館、1996年・根崎光男『江戸幕府放鷹制度の研究』吉川弘文館、2008年・山崎久登『江戸鷹場制度の研究』吉川弘文館、2017年など。

³ 福田千鶴「近世初期福岡藩における鷹場支配の展開」(『地方史研究』231号、1991年)・同「福岡藩の御獵場支配についての一試論」(『九州史学』105号、1992年)・同「福岡藩の御獵場支配と残島」(『地方史ふくおか』24-3号、1991年)、後に同『江戸時代の武家社会—公儀・鷹場・史料論』(校倉書房、2005年)に収録。

⁴ 福田千鶴「近世鷹場と環境—福岡藩を事例に—」(『鷹・鷹場・環境研究』創刊号、2017年)。

⁵ 岡崎寛徳「近世中期における彦根藩『御鷹場』の認識」(関東近世史研究会編『近世の地域編成と国家—関東と畿内の比較から—』(岩田書院、1997年)。

⁶ 木原克之「御三家筆頭の鷹場支配」(岸野俊彦編『尾張藩社会の総合研究《第三篇》』清文堂出版、2007年)。

⁷ 伊藤孝幸「交代寄合高木家による鷹狩と伊勢鷹場」(『愛知学院大学人間文化研究所紀要人間文化』15号、2000年、後に改稿して同『交代寄合高木家の研究—近世領主権力と支配の特質—』清文堂出版、2004年に収録)。

⁸ 例えば、前掲の木原克之「御三家筆頭の鷹場支配」でも、尾張藩の領分鷹場の一つとして、藩士が所有した鷹場(揚鷹場)の存在を指摘している。しかし、その鷹場自体については検討をしていない。

⁹ 本稿ではとくに断らない限り、横井家とは横井伊折介家を指すものとする。

¹⁰ 根崎光男『將軍の鷹狩り』同成社、1999年、182頁。

¹¹ 榎本博「捉飼場と餌差・鳥獵の展開—関東の鳥をめぐる広域支配と生活をめぐって—」(『関東近世史研究』78号、2016年)。

¹² 深谷克己『百姓成立』塙書房、1993年。

¹³ 平野哲也『江戸時代村社会の存立構造』御茶の水書房、2004年。

¹⁴ 八開村史編さん委員会・八開村史調査編集委員会編『八開村史 通史編』八開村役場、2000年、第4章第6節「御鷹場」。以下、注記をする場合は『通史編』とのみ記す。なお、八開村は、2005年4月1日に佐屋町・立田村・佐織町と合併して愛知県豊西市となった。

¹⁵ 『通史編』178頁。

¹⁶ 天保13年以降の横井家の「鷹場付殺生場」と木曾川の漁業支配権の問題を扱った研究に、杉本精宏「横井伊折介家の鷹場付殺生場(漁場)」(同『尾張藩社会と木曾川』清文堂出版、2009年、204~212頁)がある。

¹⁷ 以下、注記をする場合は『資料編3』とのみ記す。なお、本稿において同資料編からの引用にあたっては、句点の部分も読点に改めた。

¹⁸ 『資料編3』「あとがき」。

¹⁹ 『通史編』168~177頁。なお、一の①において、特に断りのない箇所は、本資料を参照している。

²⁰ この政策は、各村の寛永11年(1634)から同20年までの年貢高の平均を求め、その値が村高の四割(免相四ツ)となるように村高を伸縮するものであった(徳川義親『尾張藩石高考』徳川林政史研究所、1959年、102~103頁)。

²¹ 秦達之「初期尾張藩の家臣と給知」(林董一編『尾張藩家臣団の研究』名著出版、1975年)。

²² 豊臣秀吉から時泰にあてた鷹使用を免許する朱印状が残されている(『八開村史 資料編二』132頁)。

²³ 前掲、秦達之「初期尾張藩の家臣と給知」。

²⁴ 鷹場を拝領した天保5年6月の時点では、立松久兵衛との二人が鷹場の「懸り」であったが(『資料編3』329頁)、天保7年1月に立松が家老になると、以後は岩田一人の体制になっている(『資料編3』344頁)。

²⁵ 『通史編』182頁。

²⁶ 『通史編』188頁。

²⁷ 『資料編3』329頁。

²⁸ 『資料編3』330頁。

²⁹ 天明期の鷹場について詳細は不明である。今後の課題としたい。

³⁰ 『資料編3』338~339頁。

³¹ 前掲註24参照のこと。

³² 『通史編』156頁。

³³ 『資料編3』349頁。

³⁴ 『資料編3』349頁。

³⁵ 『資料編3』349頁。

³⁶ 『資料編3』349頁。

³⁷ 『資料編3』350頁。

³⁸ 『資料編3』352頁。

³⁹ 『資料編3』350頁。

⁴⁰ 『資料編3』379頁。

⁴¹ 『資料編3』340~341頁。

⁴² 『資料編3』341頁。

⁴³ 『資料編3』348~349頁。

⁴⁴ 『資料編3』372~373頁。

⁴⁵ 『資料編3』373頁。

⁴⁶ 『資料編3』376頁。

⁴⁷ 横井家側がこのような軽い処分で済ませようとした理由は、民衆の生活を維持するという鷹場領主としての性格以外に、鷹場拝領の経緯も影響していると思われる。1.の②でみたように、「住民の生活に支障をきたさないこと」が鷹狩りの条件となっていたことも関係していたのではないだろうか。問題が拡大すれば、鷹場を返上することにもなり兼ねないため、軽い処分ですませようとしたものと考えられる。

⁴⁸ 御救の方法としては、施米もある。例えば、天保12年6月に鷹場村々が浸水被害を受けたため、夫食米が横井家より早尾村他13か村に配分されている（「御鷹場村々願達之重帳」、『資料編3』635頁）。しかし、鷹場領主として最も柔軟かつ効果的に行える方法は、鷹場の規制を調整することである。2.でみたような、服喪時の民衆の狩猟期間を短縮したり、本節でみたような狩猟自体を許可することが主になっていたものと思われる。

⁴⁹ 『資料編3』354頁。

⁵⁰ 『資料編3』356～357頁。

⁵¹ 『資料編3』364頁。

⁵² 勘定部分は冗長になるので省略した。「上魚代引」と「網主江被下分」をそれぞれ9貫375文ずつ計上している。

⁵³ 『資料編3』368頁。

⁵⁴ 福田千鶴氏によれば、「御救」とは生命維持を限界条件とし、困窮の度合いに応じて「成立」（経営維持）を目指す政策であるという（「江戸時代前期の政治課題—『御救』の転換過程—」、国文学研究資料館・史料館編『史料館紀要』25号、1994年。後に改稿して、福田千鶴『幕藩制的秩序と御家騒動』校倉書房、1999年に収録）。この理解に基づけば、本稿で明らかにした横井家の「御救」とは、基本的には窮民の生活保障＝生命維持を行うことであつたといえる。しかし、「猟師の経営を維持」という視点を見出すことも可能であり、その段階性を踏まえた分析を行うことはできなかった。後稿を期したい。

⁵⁵ 横井家の鷹場は、天保13年に鷹場地先の木曾川と佐屋川の流域が加わり、さらに嘉永4年には神明津輪中・佐屋川全域・佐屋川以東一部地域へと広がっている（『通史編』178～181頁）。こうした変化と横井家の領主権の問題、さらに民衆の生活に与えた影響については今後の検討課題としたい。

〔謝辞〕 本研究は、JSPS 科研費 JP16H01946 の研究助成を受けたものです。